

除染の作業に係る
労災保険の加入及び具体的な取扱いについて

(平成24年1月)

福島労働局

労災保険の加入及び具体的な取扱いについて

I 基本的な考え方

Q 1 : 「除染の作業」とはどんな作業でしょうか。

A 1 : 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質で汚染された土壌・草木・工作物等に対して行う土壌等の除去等の作業をいい、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等の作業も含まれます。

Q 2 : 「除染の作業」に係る労災保険の加入について教えてください。

A 2 : 「除染の作業」を目的とする事業（以下「当該事業」といいます。）は、その作業実態により「労災保険率事業細目表」の「事業の種類細目（以下「細目」といいます。）」を適用します。

まず、受注した「除染の作業」の実態により取扱いが異なりますので、主たる事業が「建設事業」（※1）又は「建設事業以外の事業」のどちらに該当するか判断していただくことになります。

主たる事業の判断に当たっては、当該事業におけるそれぞれの作業に従事する労働者数及び当該労働者に係る賃金総額等により、総合的に判断します（※2）。

①建設事業と判断できる場合

原則として有期事業（一括有期事業も含む。）として加入します。

また、当該事業が数次の請負によって行われる場合、元請負人は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」第8条の規定により、当該事業全体について、下請事業も含めて事業主とみなされますので、下請負人の労働者は元請負人の労災保険の適用を受けます。

②建設事業以外の事業と判断できる場合

各々の事業場で労災保険に加入します。

※1 「建設事業」の概念については、「Q5」参照。

※2 主たる事業の判断については、「Q3」参照。

Q3： 主たる事業の判断は、どのようにすべきでしょうか。

A3： 当該事業におけるそれぞれの作業に係る労働者数及び当該労働者に係る賃金総額等により、総合的に判断します。

ただし、賃金総額の算出が困難である場合は、当該事業の請負金額（委託費も同様）の積算上の賃金総額の見込額をもって判断して差し支えありません。

Q4： 当社で当該事業を請負（委託）契約しましたが、その主たる目的は「除染の作業」で、その前後にモニタリングを行います。「除染の作業」の期間よりモニタリングの期間が長い場合、モニタリングに係る賃金額が多くなりますが、主たる事業の判断はどのようにすべきでしょうか。

A4： 当該事業は、「除染の作業」を目的として請負（委託）契約されたものであり、その検証のためにモニタリングを行っていることから、主たる事業は「除染の作業」となります。

よって、「除染の作業」の実態により主たる事業を判断することになります。

Q5： 「建設事業」とは、どのような作業をいうのでしょうか。

A5： 当該事業について「建設事業の態様を伴う作業」が主である場合です。

「建設事業の態様を伴う作業」とは、屋根上や足場での作業、ゴンドラや高所作業車を使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業等が該当します。

II 建設事業と判断できる場合

建設事業

Q 6 : 「建設事業」と判断できる場合、その細目の適用はどのように判断するのでしょうか。

A 6 : 「完成されるべき工作物」により判断しますが、当該事業のように、「完成されるべき工作物により難しい場合は、主たる工事、作業内容による」ものとしており、判断に当たっては、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡を基準とします。

また、賃金総額の算出が困難である場合は、当該事業の請負金額(委託費も同様。)の積算上の賃金総額の見込額をもって判断して差し支えありません。

※ 工作物を除染するために屋根の上や足場での作業又はゴンドラや高所作業車を使用する作業が主であれば、「3506 その他の建築事業」となり、バックホーやブルドーザー等の重機を使用し、土壌等の除去をする作業が主であれば、「3718 その他の各種建設事業」となります。

建設事業

Q 7 : 「建設事業」と判断した場合、労災保険の手続はどうすればよいのでしょうか。

A 7 : ① 建設業者で、当該事業が一括有期事業の要件(※)に該当する場合は、一括有期事業(労働保険番号のうち、基幹番号が「60万台」のもの。以下同じです。)の保険関係を適用し、併せて、事業を開始した日の属する月の翌月10日までに、「一括有期事業開始届」を所轄の労働基準監督署(以下「監督署」といいます。)に提出することになります。

一括有期事業の要件に該当しない場合、又は一括有期事業の保険関係が成立していない場合は、作業現場を管轄する監督署において、単独有期事業(労働保険番号のうち、基幹番号が「80万台」のもの。以下同じです。)として労災保険の加入手続及び概算保険料の申告・納付を行うこととなります。

② 建設業者以外の業者は、作業現場を管轄する監督署において、単独有期事業として、労災保険の加入手続及び概算保険料の申告・納付を行うこととなります。

- ③ なお、建設業者以外の業者で、一括有期事業の保険関係が成立している場合は、当該事業の要件が一括有期事業に該当するか否かを判断した上で、上記①の手続を行うことになります。

※ 一括有期事業に該当する要件とは、「一工事の請負金額が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満」の場合で管轄区域が指定されていますが、当該事業については、東日本大震災による特例措置により管轄区域の制限が設けられておりません。

(一括有期事業開始届は、特例措置により、「60万台」の労働保険番号を管轄する監督署に提出することになります。)

建設事業

Q8： 「建設事業」が適用され、一括有期事業の要件に該当しませんが、当該作業現場が2つの監督署の管轄をまたいで作業をする場合、どこの監督署で労災保険の加入手続をしたらよいでしょうか。

A8： 現場事務所を管轄する監督署で労災保険の加入手続を行ってください。

※ 現場事務所とは、単なる休憩所等でなく事務処理機能を有しているものをいいます。

建設事業

Q9： 作業現場を管轄する監督署の管轄区域外に現場事務所がありますが、どこの監督署で労災保険の加入手続をしたらよいでしょうか。
(一括有期事業の要件に該当しない場合)

A9： 作業現場を管轄する監督署で、労災保険の加入手続を行ってください。

建設事業

Q10： 「建設事業」が適用される場合、下請負人(下請業者)は労災保険の加入手続が必要でしょうか。

A10： 元請負人(元請業者)が下請事業も含めて事業主となり、下請負人の労働者は元請負人の加入する労災保険の適用を受けますので、下請負人の事業主は労災保険の加入手続を行う必要はありません。

建設事業

Q11： 「建設事業」と判断しましたが、委託契約であるため請負金額はどのように申告すればよいでしょうか。

A11： 委託費を請負金額とみなして申告することになります。

建設事業

Q12： 保険関係成立の時点で請負金額が未定ですが、一括有期事業の要件に該当するか否か、どう判断したらよいでしょうか。

A12： 請負金額が未定である場合は、賃金総額の見込額により概算保険料額が160万円未満の要件に該当するか否かで判断して差し支えありません（賃金総額の見込額により概算保険料額が160万円を超える場合は単独有期事業として保険関係を成立することになります。）。

後に、請負金額が確定したことにより、確定保険料の額を算定する際、請負金額に労務比率を乗じて保険料算定基礎額を算出することを事業主が希望した場合は、当該方法により算定して構いません。

建設事業

Q13： 保険関係成立の時点で一括有期事業の要件に該当すると判断しましたが、工事(作業)終了後に確定保険料額を算定したところ、単独有期事業の要件に該当しました。どのような事務手続が必要でしょうか。

A13： 一括有期事業の保険関係を適用しますので、改めて事務手続を行う必要はありません。したがって、従来どおり、年度更新時に申告・納付手続を行ってください。

Ⅲ 建設以外の事業と判断できる場合

建設以外の事業

Q14: 「建設事業以外の事業」と判断できる場合、労災保険の適用はどのように考えたらいいでしょうか。

A14: ① 細目は主たる作業内容で判断します。

例えば、地上から行う建物の除染の作業（外壁や窓の拭き作業、高圧洗浄機による作業等）は、「9101 清掃業」に該当します。

② 当該事業の期間が予定されている場合、主たる作業に該当する細目（例えば「9101 清掃業」）を適用した単独有期事業として労災保険の加入手続を行います。また、この場合には、一括有期事業は適用されません。

ただし、建設事業以外の事業（例えば「9801 小売業」）として既に労災保険の保険関係が成立している事業場の場合は、当該保険関係からの出張作業として取り扱います。

なお、「除染の作業」の主たる事業（例えば「9101 清掃業」）とは異なる事業（例えば「9801 小売業」）が適用されている事業場が「除染の作業」を行い、主たる事業の種類が変更となる場合は、業種変更の手続が必要となるため「労働保険 名称、所在地等変更届」の提出が必要ですので注意してください。

建設以外の事業

Q15: 当社は建設業者で、「一括有期事業」と「建設の事務」（「9416 その他の各種事業」）の労働保険番号を有しています。今般、当該事業を請負（委託）契約により受注し「清掃業」と判断しましたが、労災保険の適用はどのようにしたらよいでしょうか。

A15: 「建設の事務」（「9416 その他の各種事業」）の細目で既に労災保険の保険関係が成立していますので、当該保険関係からの出張作業として取り扱います。

なお、「除染の作業」の主たる事業の細目「9101 清掃業」とは異なる「9416 その他の各種事業」の細目が適用されていますので、「除染の作業」を行うことにより、主たる事業の種類が変更となる場合は、「労働保険 名称、所在地等変更届」を提出し、業種変更の手続が必要となります。

建設以外の事業

Q16： 発注者と委託契約した事業場の当該作業が、「建設事業以外の事業」と判断した場合、その事業場から再委託契約により受注した事業場の労災保険の適用はどのように考えたらよいでしょうか。

A16： 再委託契約により受注した事業場において労災保険の加入手続が必要となります。

また、この場合、再委託契約に基づき行う作業の実態により「労災保険率事業細目表」の細目を適用します。

詳細は、前記「Ⅰ 基本的な考え方」を参照してください。

建設以外の事業

Q17： 再委託契約により受注した作業の実態を「建設事業」と判断した場合、労災保険の適用はどのように考えたらよいでしょうか。

A17： 再委託契約により受注した「除染の作業」の実態により「建設事業」と判断される場合は、前記「Ⅱ 建設事業と判断できる場合」を参照してください。

なお、当該建設事業が数次の請負によって行われる場合、元請負人（再委託契約により当該建設事業を受注した最先次の事業主）は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」第8条の規定により、当該事業全体について、下請事業も含めて事業主とみなされますので、下請負人の労働者は元請負人の労災保険の適用を受けます。

建設以外の事業

Q18： 共同企業体が受注し、当該事業を「建設事業以外の事業」と判断した場合の労災保険の適用はどのようにしたらよいでしょうか。

A18： 共同企業体が当該事業を受注し、当該事業が「建設事業以外の事業」と判断される場合は、共同企業体として一の労災保険の加入手続をするのではなく、共同企業体を構成する事業場ごとに労災保険を適用することになります。詳細は、前記「Q15」を参照してください。